

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市水とみどりの審議会				
事務局 (担当課)		水みどり環境課 電話042-769-8242(直通)				
開催日時		平成29年7月14日(金) 15時00分～16時50分				
開催場所		相模原市民会館3階 第1中会議室				
出席者	委員	9人(別紙のとおり)				
	その他	0人				
	事務局	8人(環境共生部長、水みどり環境課長、他6人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 開会 2 議題 (1) 相模原市緑化条例の改正について (2) 生物のモニタリング調査について 3 その他				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(は委員の発言、 は事務局の発言)

1 開会

2 議題

(1) 相模原市緑化条例の改正について

事務局による説明の後、質疑応答を行った。

前回の審議会で議論があったが、緑化条例に生物多様性の保全に関する視点を入れていく形となるのか。

これまでご審議いただいた緑化条例の改正案をベースに、生物多様性の保全に関する視点を盛り込むという形で、生物多様性の保全に対する相模原市の考え方を示した方が良いのではないかと考えている。

今年の秋頃に予定されている諮問に対する答申には、生物多様性の保全に関する視点を盛り込むべきだということを入れるのか。

審議会に対して、市長は緑化条例の改正について諮問をしていることから、まずはその部分について答申をいただく形となる。ただし、審議会の総意として、緑化条例の改正に当たっては、生物多様性の保全に関する視点を追加すべきだとか、都市緑地法の改正内容を反映させるべきだとか、附帯する意見を盛り込む手法があるので、その方向で考えている。

答申を受けた改正を行った後、改めて附帯意見に基づく改正を行うのか。

改正は一度に行う予定である。今回、生物多様性の保全に関する視点を盛り込むということになった場合、答申だけでなく附帯意見も反映させた条例案を作成した後、改正を行うことが望ましいと考えている。

改正条例の施行日は、平成30年4月の予定から先延ばしになるのか。

そのようになると見込んでいる。

改正が先延ばしになることで、何か問題が解決できなくて困るというようなことはないのか。

今回の条例改正は、基本的に、現在市がすでに行っている施策等を整理して、そこに新しい施策、考え方を盛り込むものであった。既存の施策については、現在要綱等で対応しているものであることから、改正の延期による特段の支障は発生しないと考えている。

既存条例の集約というのは、すごく良い考え方だと思うが、ホテル条例のように個別案件を扱っている条例を集約すると、ホテル条例の内容が抽象的になったり、あるいは条例自体がホテルだけに特化した内容になったりしてしまう懸念がある。既存条例の内容が薄まらず、かつ、特化しないように検討する必要がある。

ご指摘のような点をカバーできるように、バランスよく整理・集約できるよう、手法について十分に検討する必要があると考えている。

元々、ホタル条例も里山条例も相模原市の固有の条例ということで、当初はそのまま存置すべきではないかと考えていた部分もあったが、緑化条例に生物多様性の保全というより大きな考え方を盛り込むとなると、里地里山条例については、生物多様性の危機として触れられている部分であること。ホタル条例については、緑地の定義に含まれる水辺地の保全が含まれていることから、整理・集約することを検討する必要があると考えている。

資料1のイメージ図だが、生物多様性の保全に関する考え方が一番上位にあって、その下に、緑化条例、ホタル条例及び里地里山条例がそれぞれ重なり合いながら並んでいるという方がイメージと合うのではないか。

これまでの審議が緑化条例の改正についてであったため、このような表現になっている。これまで審議してきた緑化条例の改正案をいかしつつ、その中に生物多様性の保全に関する考え方も盛り込むとともに、新たにホタル条例及び里地里山条例を整理・集約するというものである。最終的には、生物多様性の保全に関する考え方が上位にくると認識している。

市民にとっては、条例は集約せずに個別案件ごとに細かく制定されている方が分かりやすく良いと思うが。

個別に分かれているから分かりやすいという考え方が一方で、似たような条例が多数あると逆に分かりづらいという考え方もある。施策を推進する市の立場からすると、各条例が体系立てて整理されていた方が良いというメリットもある。様々な観点から、十分に検討していきたい。

今回の整理・集約により、既存条例の適用を受けている団体が支援を受けられなくなるというようなことがないようにしていただきたい。

条例の適用要件に外れた場合は別だが、原則として、該当する団体に不利益が生じるような整理・集約は考えていない。

生物多様性の保全に関する規定として、希少種の保全や外来種の持ち込みの禁止といった内容を盛り込んで欲しい。

生物多様性の保全に関して規定する場合、基本理念といった意識的・理念的なものについては、踏み込んだ内容とすることができると思うが、具体的な事項、例えば外来種だけでなく在来種の遺伝子のかく乱といったような問題については、市民への周知・理解の浸透といった課題もあることから、どこまで踏み込むことができるのか、非常に難しいところであると思う。

生物多様性の保全に関する考え方を盛り込むとともに、既存条例の整理・集約についても進めていくという方向性については、全委員一致している。

今回の審議の内容を反映させ、答申案を取りまとめていきたい。

(2) 生物のモニタリング調査について

事務局による説明の後、質疑応答を行った。

アンケートの配布数が160に対して、回答率が24%と少ないようだが、その理由は。

アンケートは、主に生物多様性ネットワークの会員や環境情報センターをベースに活動する自然環境観察員に配布した。生物多様性ネットワークの会員には環境保全活動をしていない団体等も含まれており、そこからの回答がなかったことが回答率の低い一因ではないかと考えている。なお、まだ回答のない方からの回答については、随時受け付けているところである。

設問4について、「条件による」という回答が10件あるが、市民協働による初めての取組であることから、これをいかに取り込み、協力してもらうかが重要である。条件の例示が3件あるが、そのほかにはどのようなものがあったのか。また、この条件には応えることができそうか。

代表的な3つのものを例示したことから「等」と表記したが、多くはこのいずれかにほぼ該当する。調査は平成30年度から開始予定であることから、まずはモニタリング経験のある方々にご協力をいただき、事業がある程度軌道に乗って以降、このような方々にご協力をいただける環境を整えていきたい。

設問1で「調査等を行っている」と回答した件数よりも、設問4で「協力できると思う」と回答した件数が少ない。希少種等の調査をしていることから情報公開したくないというような理由なのか。

希少種のため情報公開したくないとの回答はなかったが、活動人数が少ないため、市に協力することは負担増につながり難しいという回答があった。

相模原市に生息・生育している動物、昆虫、植物は何種類あるかといったデータはあるのか。

市内全域を網羅した生物相データはない。

今後、アンケートを実施する場合、設問1に関しては、過去に調査を行っていた方も把握した方が良い。また、設問4に関しては、自分達では調査できないが、他の団体に人を派遣することはできるといった調査自体に協力できる方を把握する回答欄を設定した方が良い。

今後の参考にさせていただく。

オープンデータ化については、どこまで考えているのか。

まずは、初年度の調査結果を公表する。その後、毎年度の調査結果を継続して公表することにより、データの蓄積量を増やしていく。公表の仕方については、まだ整理・検討中である。

定年退職した方や学校の生物部など、調査に協力していただける方は潜在的には多いと思われる。市民協働に力を入れるのであれば、生物多様性ネットワークの会員や自然環境観察員だけでなく、このような方の協力を得られる仕組み作りも必要ではないか。

モニタリング調査を確実にを行うため、まずは実際に調査を行っている方に協力していただくことを主眼に置いている。将来的には、希望者を公募するなど広く市民等に協力を仰ぐ形を取っていきたいと考えている。

3 その他

事務局から、次回の会議日程等について説明した。

以 上

水とみどりの審議会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	田淵 俊人	玉川大学農学部 教授	会長	出席
2	南 正人	麻布大学獣医学部 准教授		出席
3	吉永 龍起	北里大学海洋生命科学部 准教授		出席
4	出口 忠夫	公募委員		出席
5	秋永 真里子	特定非営利活動法人境川の斜面緑地を守る会 理事		出席
6	飯塚 裕美	特定非営利活動法人みどりのお医者さん		出席
7	熊谷 達男	「小松・城北」里山をまもる会 副会長		出席
8	高橋 孝子	特定非営利活動法人相模原こもれび 理事長	副会長	出席
9	野尾 睦彦	相模原商工会議所 3号議員 (東京ガス株式会社神奈川西支店 支店長)		出席